



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

*4 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第4号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「（別記第7号様式）」を「（別記第7号様式（その1）又は（その2））」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 9 条関係)
(その 1)

外出承認簿

職名・氏名

承認印	年月日	時間	行先	用務	移動方法	復命方法
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書
		～			<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由:) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、家用自動車同乗 (連行者)、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書

○ 使用する家用車等の車番・保険内容等【車両番号 () 保険内容 () 対人 1 億円、対物 500 万円以上】

備考

- 勤務公署を発着する①半径 2km 以内の外出、②旅費不支給の近距離旅行、③公用車使用で宿泊を伴わず路程が 100 km 未満の旅行、のいずれかの場合に記載すること。
- 「移動方法」欄は該当する項目の口をチェックし、「その他」の場合は、該当する項目を○で囲むこと。また、復命方法についても該当する項目の口をチェックすること。
- 家用自動車等使用の場合はその理由を、家用自動車同乗の場合は連行者氏名を、それぞれ () 内に記入すること。
- 記入する項目については、必要に応じて加えることができる。

外 出 承 認 簿

(その2)

承認印	年月日	時間	職名	氏名	行先	用務	移動方法	復命方法
		～				<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由: 車両番号: 保険内容: □対人1億円、対物500万円以上) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、自家用自動車同乗 (運転者))、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書	
		～				<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由: 車両番号: 保険内容: □対人1億円、対物500万円以上) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、自家用自動車同乗 (運転者))、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書	
		～				<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由: 車両番号: 保険内容: □対人1億円、対物500万円以上) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、自家用自動車同乗 (運転者))、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書	
		～				<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由: 車両番号: 保険内容: □対人1億円、対物500万円以上) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、自家用自動車同乗 (運転者))、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書	
		～				<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由: 車両番号: 保険内容: □対人1億円、対物500万円以上) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、自家用自動車同乗 (運転者))、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書	
		～				<input type="checkbox"/> 公用車 <input type="checkbox"/> 家用自動車等使用 (理由: 車両番号: 保険内容: □対人1億円、対物500万円以上) <input type="checkbox"/> その他 (公共交通機関、自家用自動車同乗 (運転者))、自転車、徒歩)	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 他文書	

備考

- 勤務公署を発着する①半径2km以内の外出、②旅費不支給の近距離旅行、③公用車使用で宿泊を伴わず路程が100km未満の場合に記載すること。
- 「移動方法」欄は該当する項目の□をチェックし、「その他」の場合は、該当する項目を○で囲むこと。また、復命方法についても該当する項目の□をチェックすること。
- 自家用自動車等使用の場合はその理由及び車両番号を、自家用自動車同乗の場合は運転者氏名を、それぞれ()内に記入すること。
- 記入する項目については、必要に応じ加えることができる。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。